

# 薩摩川内市 一般廃棄物処理基本計画 ～ 循環型社会を目指して ～

一般廃棄物処理基本計画とは、「ごみ」、「生活排水」、「災害廃棄物」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、長期的視野にたつて計画的な処理を推進していくための基本方針となる計画です。

薩摩川内市では、川内クリーンセンターの統合処理・延命化や川内汚泥再生処理センターの稼働など適正処理体制の構築を進めてきました。また、小型家電のリサイクルなど、新たな施策にも取り組んでいます。このような状況の中で、更なる循環型社会の形成に向け、本計画を策定しました。

## 計画期間

本計画の計画期間を平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間とします。  
また、平成 38 年度を目標年度とし、中間目標年度を平成 33 年度とします。

## 重点行動目標

### ごみ処理基本計画

#### 生ごみの水切り、堆肥化を推進します。

燃やせるごみに含まれる割合の大きい生ごみは、水分を多く含んでおり、水切りをすることで、ごみの減量化や焼却処理に必要な燃料の削減に繋がります。  
また、本市では生ごみ処理機器の購入補助を行っており、この制度の継続と普及を図ります。

#### 資源ごみの分別方法の周知徹底を図ります。

ごみ処理の現状より、本市では資源ごみの分別が十分でないと推察され、分別区分の周知徹底及び分別排出された資源ごみがリサイクルされるよう、適正排出への協力を呼び掛けます。

#### 事業者に対する啓発を強化します。

事業系ごみの減量化は進んでいない状況にあり、事業者に対する啓発を強化します。

#### 焼却施設、最終処分場の延命化を図ります。

中間処理施設については、川内クリーンセンターの基幹的設備改良事業に着手しており、事業を進めて施設の延命化を図ります。  
最終処分場については、発生焼却灰・飛灰の場外搬出、処分により延命を図り、併せて、再生使用する事業を進め、最終処分容量を確保します。

### 生活排水処理基本計画

#### 公共下水道や農業・漁業集落排水施設への接続を推進します。

公共下水道の川内処理区における平成 26 年度の接続率は 47.0%となっており、下水道の整備効果を上げるためには、対象区域の全ての接続が必要となることから、施設の整備と併せて接続率の向上を図ります。  
また、農業集落排水施設、漁業集落排水施設についても、接続率がそれぞれ 77.3%、70.2%であることから、接続を推進します。

#### 合併処理浄化槽への切替を推進します。

集合処理を行わない地域では、合併処理浄化槽への切替を推進し、汚濁負荷量の削減を図ります。

### 災害廃棄物処理基本計画

平常時、災害発生時初動体制、災害発生時応急対応、復旧・復興の各段階における目標を定めました。

# ごみ処理基本計画編

## ごみ処理の現状

### ○ごみの排出抑制の状況

平成 26 年度の 1 人 1 日当たり排出量は、**828g/人・日**でした。

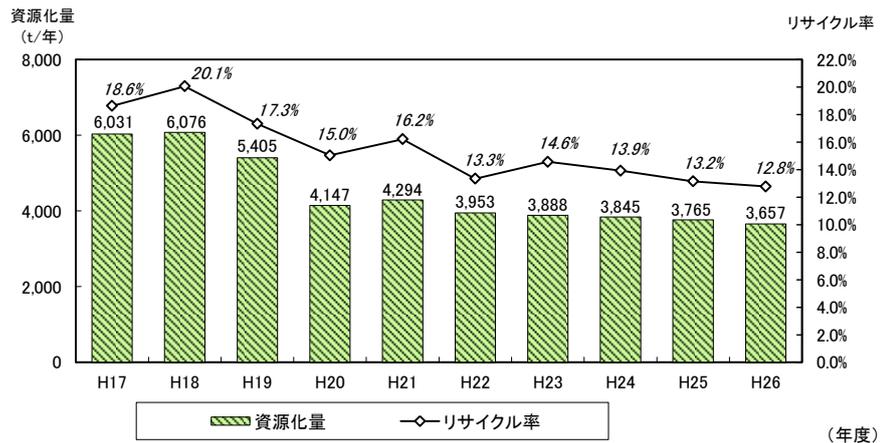
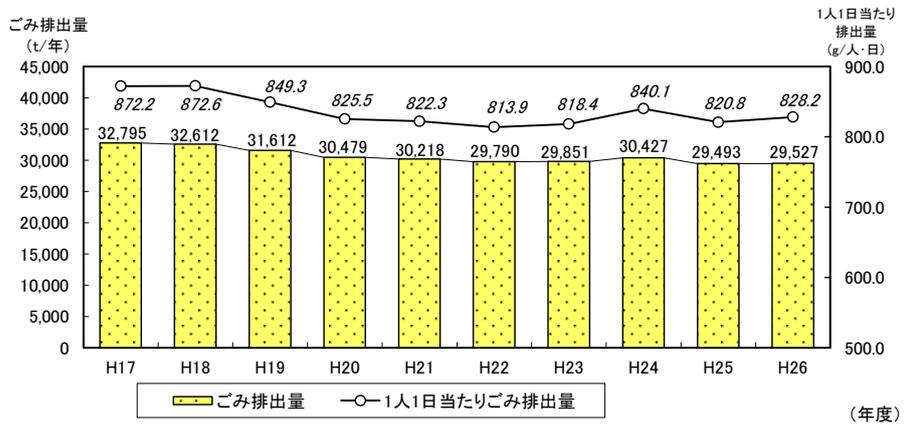
過去 10 年間の推移をみると、平成 17 年度から平成 22 年度までは減少していましたが、最も少なかった平成 22 年度と比較すると、平成 26 年度は約 14g/人・日増加しています。

平成 26 年度の**本市全体のごみ排出量**は、**29,527t/年**であり、人口が減少していることから、過去 10 年間を通して増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

### ○ごみの資源化の状況

平成 26 年度の**リサイクル率**は、**12.8%**でした。これは過去 10 年間で最も低い値です。

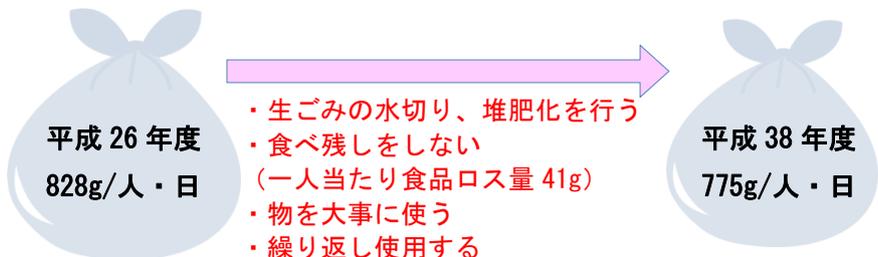
平成 26 年度の**資源化量**は、**3,657t/年**であり、平成 17 年度と比較すると、約 2,374 t/年減少しています。



## ごみ処理基本計画の目標

目標 1：1 人 1 日当りの**ごみ排出量を 53.0g 減量**します。

今後も過去 10 年間と同様のごみの減量に努め、平成 26 年度比 53g 削減し、平成 38 年度 775g を目標とします。



目標 2：**総ごみ排出量を 4,262 トン削減**します。

焼却施設や最終処分場の延命化と経費節減に繋がるため、更なる減量化を推進します。今後もごみの減量に努め、平成 38 年度の年間ごみ総排出量は、25,265 t とし平成 26 年度比 4,262 t を削減します。

目標 3：**リサイクル率を 15.6%**とします。

リサイクル率は、平成 17 年度は 18.6%、平成 26 年度には 12.8%と、10 年間で 6%減少しており、資源化の推進に向けた対策が必要となっています。今後は、平成 38 年度リサイクル率を 15.6%とすることを目標とします。

目標 4：**最終処分量を 643 トン削減**します。

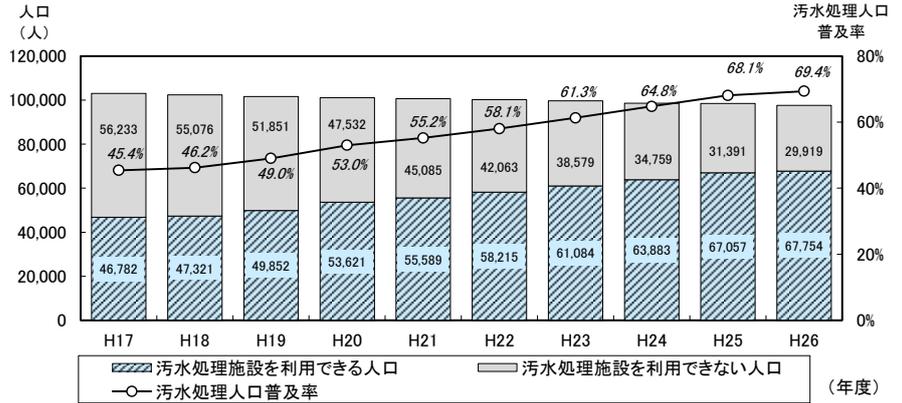
最終処分量は、平成 17 年度は年間 3,200 t でしたが、平成 18 年度の年間 3,988 t 以降は横ばいで推移しており、平成 26 年度には 3,756 t でした。今後は、ごみの減量等により中間処理量を削減し、平成 38 年度の最終処分量は、3,113 t とし平成 26 年度比 643 t を削減します。

# 生活排水処理基本計画編

## 生活排水処理の現状

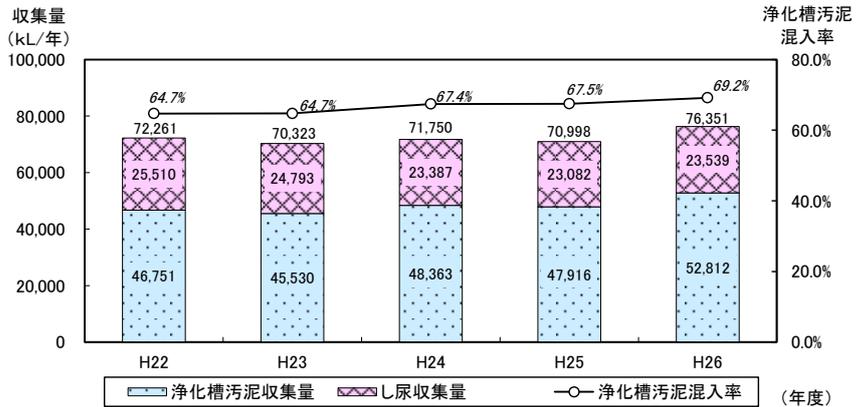
### ○生活排水処理形態別人口の状況

平成26年度の汚水処理人口普及率は、69.4%でした。平成17年度と比較すると24%増加しています。



### ○し尿等の収集量

平成26年度のし尿等の収集量は、76,351kL/年であり平成22年度から平成25年度までの実績と比較してやや増加しています。また、浄化槽汚泥混入率は増加傾向にあり、平成26年度は69.2%でした。

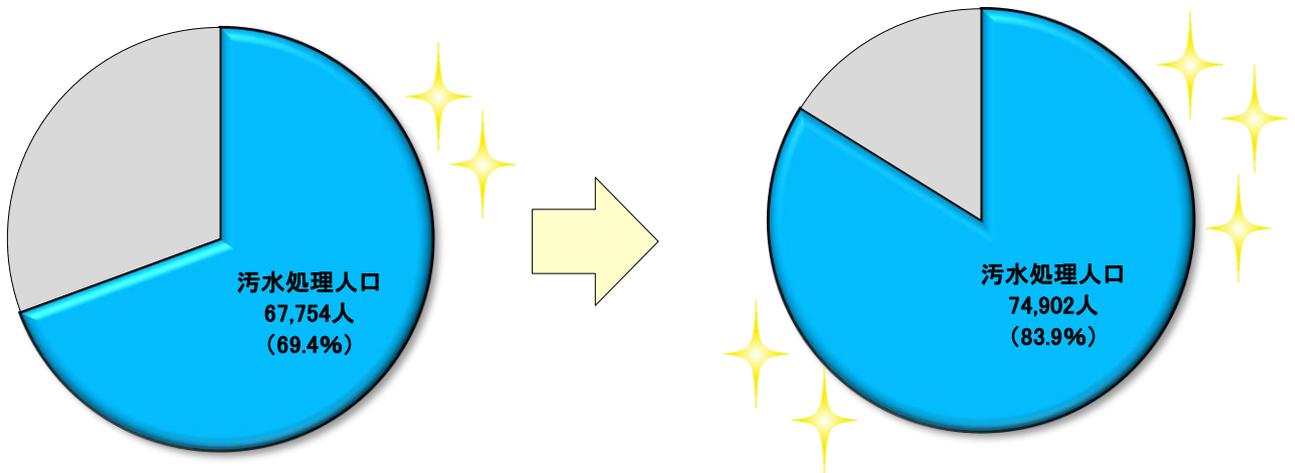


## 生活排水処理基本計画の目標

目標：汚水処理人口普及率を83.9%まで向上します。

汚水処理人口普及率は、平成17年度45.4%が、平成26年度には69.4%と、10年間で24.0%向上しています。

今後も過去10年間と同様の汚水処理人口普及率の向上に努め、平成38年度83.9%を目標とします。



# 災害廃棄物処理基本計画編

## 平常時における対策

- 1 災害廃棄物処理体制の整備
- 2 災害廃棄物の処理方針の検討
- 3 関係団体との支援体制の整備
- 4 臨時集積所の設置計画
- 5 仮設トイレの設置計画
- 6 その他

災害廃棄物処理体制、広報体制を整備し、一般廃棄物処理施設の災害対策を行います。処分方法や処分業者を確認しておきます。思い出の品の取り扱い、二次災害対策の検討を行います。必要経費（処理量等）の想定を行います。

国、県、関係機関、隣接市町村との支援体制を確認しておきます。収集運搬に関わる資機材、施設を把握しておきます。ボランティア支援体制を検討しておきます。

臨時集積所の設置計画、受け入れ基準、貸与・返却のルールを作成します。公害対策を検討します。

仮設トイレの設置計画、維持管理計画を作成します。

最終処分場、収集運搬ルートを確認します。その他、感染性廃棄物や死亡家畜等の処理の取り扱いについて整理します。

## 災害発生時初動体制における対策

※災害発生時初動体制…発災後概ね3日以内

- 1 組織体制の整備
- 2 被害状況の把握
- 3 処分計画の策定

災害廃棄物処理対応組織を設置し、支援体制を検討します。

災害状況、収集・運搬ルート、収集車両を把握します。

災害廃棄物の発生量を推計します。

収集・運搬ルート及び配車計画、災害廃棄物（ごみ）の臨時集積所、仮設トイレの設置を検討します。資源化・焼却、埋立等、処分方法を検討します。廃棄物の分別・排出方法の広報周知を行います。

## 災害発生時応急対応における対策

※災害発生時応急対応…発災後概ね3週間以内  
(災害の規模により3ヶ月以内)

- 1 一般廃棄物処理施設の応急対策
- 2 収集運搬の実施
- 3 地域防災計画組織連携による  
災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去等
- 4 臨時集積所の確保
- 5 臨時集積所での受入
- 6 仮設トイレの設置

必要な機材、人員、電気、水を確保します。必要な安全対策を行い、再稼働を行います。施設が稼働できない場合は、県や周辺市町村、民間団体に支援を要請します。

収集・運搬ルートの変更等の対応を行います。し尿収集は避難所を優先します。市内業者による収集が困難な場合は市外への応援要請を検討します。

爆発・火災の危険性のある廃棄物、有害廃棄物を優先的に回収します。津波堆積物等を優先的に除去します。薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付要綱に基づき倒壊家屋の除去について助成します。人命救助のための倒壊家屋を撤去し、緊急通行を確保します。石綿の含有が懸念される建物について、適正な対応を行います。家畜等の処理は保健所の指導に基づき行います。

指定避難場所等と競合しないよう調整を図り、市有地を優先して集積所を設置します。分別レイアウトを作成します。受入れの条件、搬入・搬出・運搬ルートについて、市民に周知します。

人員配置、受入れの優先順位の決定を行います。必要に応じて処理施設の設置を検討します。季節に応じて二次災害への対策を行います。分別・資源化に努めます。環境測定を行います。思い出の品や貴重品の回収・保管・運営・返却を行います。臨時集積所での搬入・搬出量の量的管理等、災害廃棄物処理事業の進捗管理を行います。

仮設トイレを設置し、設置場所・使用方法について市民への周知を行います。維持管理方法の指導を行います。し尿の収集計画を立てます。

## 復旧・復興における対策

- 1 復旧状況に応じた収集・運搬・処分の実施
- 2 原状復帰
- 3 その他

復旧状況に応じて、通常の体制に戻し、臨時集積所・仮設トイレを縮小します。広域的な処理を行っている場合は、状況に応じて支援体制を縮小します。

臨時集積所の状況を把握し、復旧状況に応じて臨時集積所を閉鎖し、環境測定を実施します。臨時集積所を返却し、場所によって消毒・土換えを行います。

処理を委託した場合は、委託料の支払い手続きを行います。民有地を臨時集積所とした場合は、賃借料を支払います。事業費が国庫補助対象となる場合は、補助申請等の手続きを行います。